

令和5年度 第5回中国高等学校少林寺拳法新人大会 実施要項

主 催	広島県少林寺拳法連盟 中国高等学校体育連盟 広島県高等学校体育連盟
後 援	広島県教育委員会 広島市教育委員会
主 管	中国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部 広島県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部

1 目 的

中国地区の高等学校における少林寺拳法部間の親睦交流と技術の向上を図り、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体の育成を図ることを目的とする。

2 期 日

令和5年12月25日（月）

17時00分～ 公開練習

令和5年12月26日（火）

10時00分～ 開 会 式

10時20分～ 競 技

15時40分～ 閉 会 式

3 会 場

広島県立総合体育館 剣道場

〒730-0011 広島市中区基町4-1 TEL 082-228-1111

4 競技規則

中国高等学校少林寺拳法新人大会規則に基づき行う。

5 競技種目

男女別に次の2種目を行う。

(1) 組演武の部

(2) 単独演武の部

6 参加資格

(1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。

(2) 選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により、参加資格を得たものに限る。

(3) 一般財団法人少林寺拳法連盟の更新手続き（個人登録及び所属先の団体登録）が完了している者とする。

(4) 平成17年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技2回までとし、同

一学年での同一競技出場は1回限りとする。

なお、出場とは、登録やエントリーではなく試合への出場回数を指し、専門部が責任を持って調整・連絡する。

- (5) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは同一競技への参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)ただし、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の許可があれば、この限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
学校教育法第1条に規定する以外の学校の参加については、中国高等学校選手権大会開催基準要項のとおりとする。

7 参加制限

- (1) 出場組(人)数は、各種目とも各県6組(人)とする。
- (2) 組演武の部は2名1組とし、3人掛は認めない。
- (3) 組演武の部と単独演武の部の重複出場は不可とする。

8 参加申込

- (1) 参加資格を得た学校は、参加申込書を電子データで作成し、Eメールにて各県委員長に送付するとともに、データを打ち出したものに校長印を捺印の上、できるだけ速やかに各県委員長に郵送する。

電子データの提出期限は、令和5年11月13日(月)とする。

- (2) 各県委員長は、各校の電子データを代表者報告書にまとめ、各校参加申込書とあわせて、Eメールにて大会事務局に送付するとともに、校長印が捺印された申込書を一括して、できるだけすみやかに大会事務局に郵送する。

電子データの提出期限は、令和5年11月17日(金)とする。

9 大会負担金

- (1) 組演武の部 1名につき 2,500円
- (2) 単独演武の部 1名につき 2,500円
- (3) 大会負担金は、各校ごとに次の口座に振り込むこと。

振込期限は、令和5年11月17日(金)とする。

もみじ銀行 戸坂支店
普通預金
口座番号 0420195
口座名義 広島県高体連少林寺拳法専門部

10 表彰

各種目とも6位までを表彰する。

11 組み合わせ

中国高等学校少林寺拳法新人大会競技規則のとおりとする。

12 諸 会 議

- (1) 引率責任者会議 令和5年12月26日(火) 9時15分～9時30分
- (2) 審判会議 令和5年12月26日(火) 9時30分～9時50分

13 連絡事項

- (1) 競技中の疾病・傷害などの応急処置は主催者側で行うが、それ以降の責任は負わない。
- (2) 引率責任者は、選手の全ての行動に対して責任を負うものとする。
- (3) 宿泊・弁当の斡旋は主催者側では行わないので、必要な場合は各校で対応する。
- (4) 本大会は、競技用マットを敷設して実施する。

14 大会事務局・問い合わせ

広島城北高等学校 中 森 清 徳
〒732-0015 広島市東区戸坂城山町1-3
TEL 082-229-0111 FAX 082-229-0112
E-mail s-nakamori@hiroshimajohoku.ed.jp